

令和4年度

深浦町防災訓練実施要綱

実施日 令和4年5月26日(木)

場 所 町内全域
深浦消防署
北金ヶ沢総合防災センター

深浦町

1 目的

この訓練は、災害対策基本法第48条並びに深浦町地域防災計画に基づき、防災関係機関及び諸団体と地域住民の参加、連携のもとに、地震・津波災害への応急対策を迅速、的確に実施できるよう訓練を行うことにより、防災体制の強化と地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2 日時

令和4年5月26日(木) 10:00 ~ 11:40

3 訓練概要

種類	訓練項目	場所	訓練内容
通年訓練	地震・津波避難訓練 ※詳細は各訓練要領参照	町内全域	①災害発生時の情報伝達訓練
			②町民及び職員の避難訓練
			③消防団による避難誘導訓練
			④災害対策本部設置・運営訓練
随時訓練	修道小学校防災訓練 ※詳細は各訓練要領参照	北金ヶ沢地区、関地区	⑤生徒及び教職員の避難訓練
			⑥生徒による避難所設営訓練
	自衛隊との共同訓練	調整中	⑦自衛隊との共同による訓練

①災害発生時の情報伝達訓練

各種情報伝達手段により、災害情報・避難指示などの情報を的確に伝達できるよう訓練する。

②町民及び職員の避難訓練

町民及び職員が緊急地震速報及び大津波警報発令時に速やかに避難できるよう訓練する。

③消防団による避難誘導訓練

消防団員による、地震・津波発生時の避難誘導要領及び安否情報伝達を訓練する。

④災害対策本部設置・運営訓練

大規模災害発生時の初動から初期既段階における災害対策本部の基本活動を訓練する。

⑤生徒及び教職員の避難訓練

修道小学校生徒及び教職員が速やかに避難できるよう訓練する。(②の一環として行う。)

⑥生徒による避難所設営訓練

県の「命を守る！防災教育推進事業」の一環として修道小学校生徒による避難所設営を訓練する。

⑦自衛隊との共同による訓練

自衛隊との連携を密にし、災害時に速やかに情報伝達や応援要請できるよう訓練する。

4 実施主体

深浦町

5 参加・協力団体

105団体

6 災害想定

令和4年5月26日(木)10時頃、深浦沖海底断層を震源とするM7.8の大地震が発生し、町内全域が震度6弱以上の揺れを観測、青森県日本海沿岸に10mの津波の到達が予想され大津波警報が発表後、津波が到達した。

7 予定表

時刻	想定内容	行動内容	対象者
10:00	地震発生	身の安全確保	全町民
10:03	大津波警報発令	高台に避難	
10:10	津波到達	避難場所への移動完了	訓練参加職員 消防団員 修道小学校
	避難所設営	避難所設営訓練開始(修道小学校)	
10:20	避難指示解除	避難訓練終了、解散	災害対策本部設置・運営訓練 参加者(庁議の会、消防署長、消防団長)
		深浦消防署へ移動(庁議の会)	
10:30	災害対策本部設置	災害対策本部設置・運営訓練開始	
11:40	避難所閉鎖	設置・運営訓練終了、解散	
	災害対策本部廃止	避難所設営訓練終了(修道小学校)	修道小学校

8 服装

- (1)町 民：指定なし
- (2)参加団体：所属団体の指示に従った服装
- (3)役場職員：作業服上下、防災キャップ(紺色)

9 防災訓練の周知方法

- (1)広報お知らせ版(5月13日発行)への掲載
- (2)深浦町公式HPへの掲載
- (3)参加団体への参加依頼文書
- (4)報道機関への案内文書
- (5)防災訓練前日に防災行政情報伝達システムによる訓練の案内を放送及び配信
- (6)防災訓練当日に緊急速報メール(エリアメール)による訓練の案内を配信

10 新型コロナウイルス感染症対策等について

- (1)発熱、感冒症状者への参加自粛の呼びかけ
- (2)人と人との十分な間隔確保の呼びかけ
- (3)マスクの適切な着用の呼びかけ

11 安全管理について

- (1)訓練の危険を予測し、その対策を講じることで事故を防止する。
- (2)訓練に使用する道路について占有許可を受ける。
- (3)車両の道路運行及び人員の避難行動の際、関連法規等を確実に遵守する。